

# 宮古島市生活バス路線学生割引補助金交付要綱

平成24年 8 月 1 日

告示第83号

(趣旨)

第1条 市長は、地域格差を是正し、学生のバス通学使用に係る経済的な負担の軽減を図る為、予算の範囲内において、生徒の保護者等に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 宮古島市内の中学校及び高等学校の生徒をいう。
- (2) 乗車回数券 交通事業者が発行する1冊の定期乗車券をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する生徒の保護者（生徒と住所が異なる場合は、生徒及び保護者の両者が市内に住所を有する者に限る。）とする。また、生徒本人が認める場合は、生徒本人又は乗車回数券の購入費用を負担する者（市内に住所を有する者に限る。）を補助対象者とすることができる。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

2 補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 納期限の到来した市税等を完納していないとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であるとき。
- (3) 市県民税所得割が非課税の世帯であるとき。
- (4) 児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成の受給世帯であるとき。
- (5) 他の制度によるバス通学費の支援を受けているとき。

(補助金の額及び対象期間)

第4条 補助金の額は、乗車回数券の購入費用とする。

2 補助金の対象期間は、乗車回数券を購入した日から、当該乗車回数券を購入した日が属する会計年度の末日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宮古島市生活バス路線学生割引補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、乗車回数券領収書の写し及び学生証、その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は申請書が提出されたときは、その書類を審査し、適正と認めるときは、速やかに宮古島市生活バス路線学生割引補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付の決定を受けた者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、宮古島市生活バス路線学生割引補助金交付請求書(様式第3号)を提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は年3回に分けて行うものとし、前項の請求書を受理した月が属する月が4月から7月までの場合は8月に、8月から11月までの場合は12月に、12月から3月までの場合は4月にそれぞれ交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宮古島市生活バス路線学生割引補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す事ができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付対象となる乗車回数券を途中解約したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係

る部分に関し既に補助金が交付されている時は、補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

宮古島市生活バス路線学生割引補助金交付申請書

年 月 日

宮古島市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

申請者(保護者)氏名 \_\_\_\_\_ 印

申請者(保護者)生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年度における宮古島市生活バス路線学生割引補助金の交付を受けたいので、宮古島市生活バス路線学生割引補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(フリガナ) 生徒氏名		
生徒住所 (申請者と異なる場合のみ記載)		
学校名		
通 学 乗 車 券	交通事業者	
	利用区間	
	正規料金	
	購入代金	
	有効期間	

【必要書類】

- ①乗車回数券購入領収書
- ②学生証(学校が発行する証明書又は学生証)の写し
- ③その他、市長が必要と認める書類